

「ふれあい交通運行事業」 事業計画変更（案）について

【協議事項】

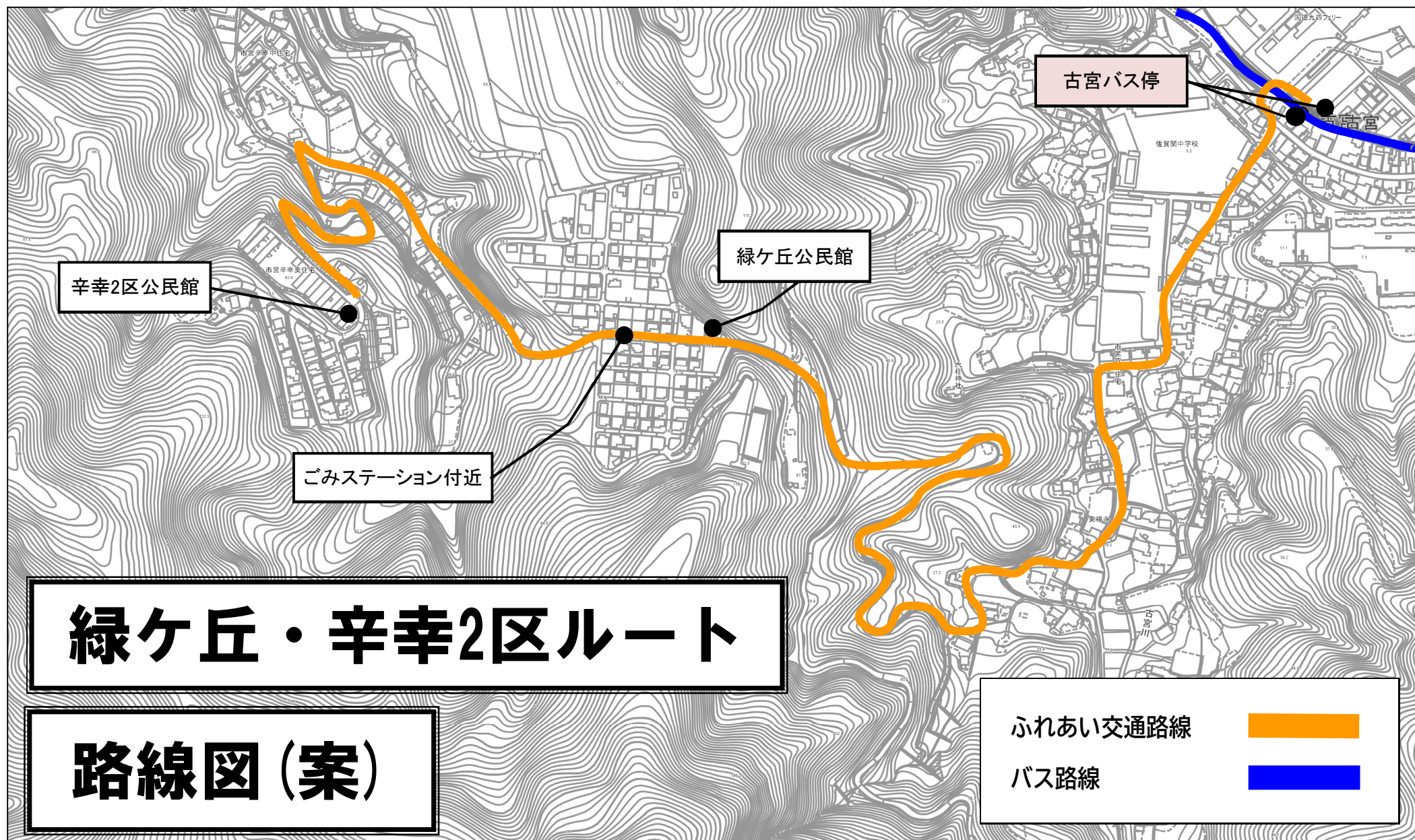
○事業計画（路線、系統、停留所、時刻表）の変更

大分市地域公共交通協議会

ルート新設

事業計画変更案概要 【新設路線】

事業名	ふれあい交通運行事業
ルート名	みどりがおか から こう 緑ヶ丘・辛幸2区ルート
変更事項	路線新設、運行系統の新設、乗降地点の新設、運行時刻新設
運行開始日 (予定)	令和7年10月2日(木)
運行形態	一般乗合旅客自動車運送事業(路線不定期運行)
運行回数	デマンド運行 最大便 14 / 週 最大便 7 / 日 (月・木曜日運行)
見込み登録者数	39名
運賃	1回200円(長寿応援バス登録者は180円 小学生以下及び身体障がい者手帳、精神障がい者保健福祉手帳、療育手帳の保持者は1回の乗車につき1人100円)
運行方法	予約制 ※行き便、帰り便ともに1名以上の予約があったときに運行
運行ルート	地域の拠点から地区の生活の拠点となる路線バス停留所まで
運行車両	乗車定員9人以下のタクシー車両を利用し、予約人数に応じて、特大・普通の運行車両を決定
運行委託先	大分市タクシー協会
備考	



緑ヶ丘・辛幸2区ルート

月曜日・木曜日運行便

【行き】

ふれあい交通				
便名	①	②	③	④
辛幸2区公民館	8:36	9:01	9:52	12:05
ごみステーション	8:39	9:04	9:55	12:08
緑ヶ丘公民館	8:40	9:05	9:56	12:09
古宮バス停	8:47	9:12	10:03	12:16

【帰り】

路線バス			
大分駅前⑥	10:03	11:13	14:13
鶴崎駅前	10:30	11:40	14:39
坂ノ市駅	10:58	12:08	15:01
幸崎駅	11:12	12:21	15:14
古宮バス停	11:27	12:36	15:30

路線バス				
古宮バス停	8:57	9:22	10:13	12:26
幸崎駅	9:10	9:35	10:26	12:39
坂ノ市駅	9:23	9:48	10:39	12:51
鶴崎駅前	9:45	10:17	11:01	13:13
大分駅前	10:12	10:43	11:27	13:39

ふれあい交通			
便名	①	②	③
古宮バス停	11:37	12:46	15:40
緑ヶ丘公民館	11:44	12:53	15:47
ごみステーション	11:45	12:54	15:48
辛幸2区公民館	11:48	12:57	15:51

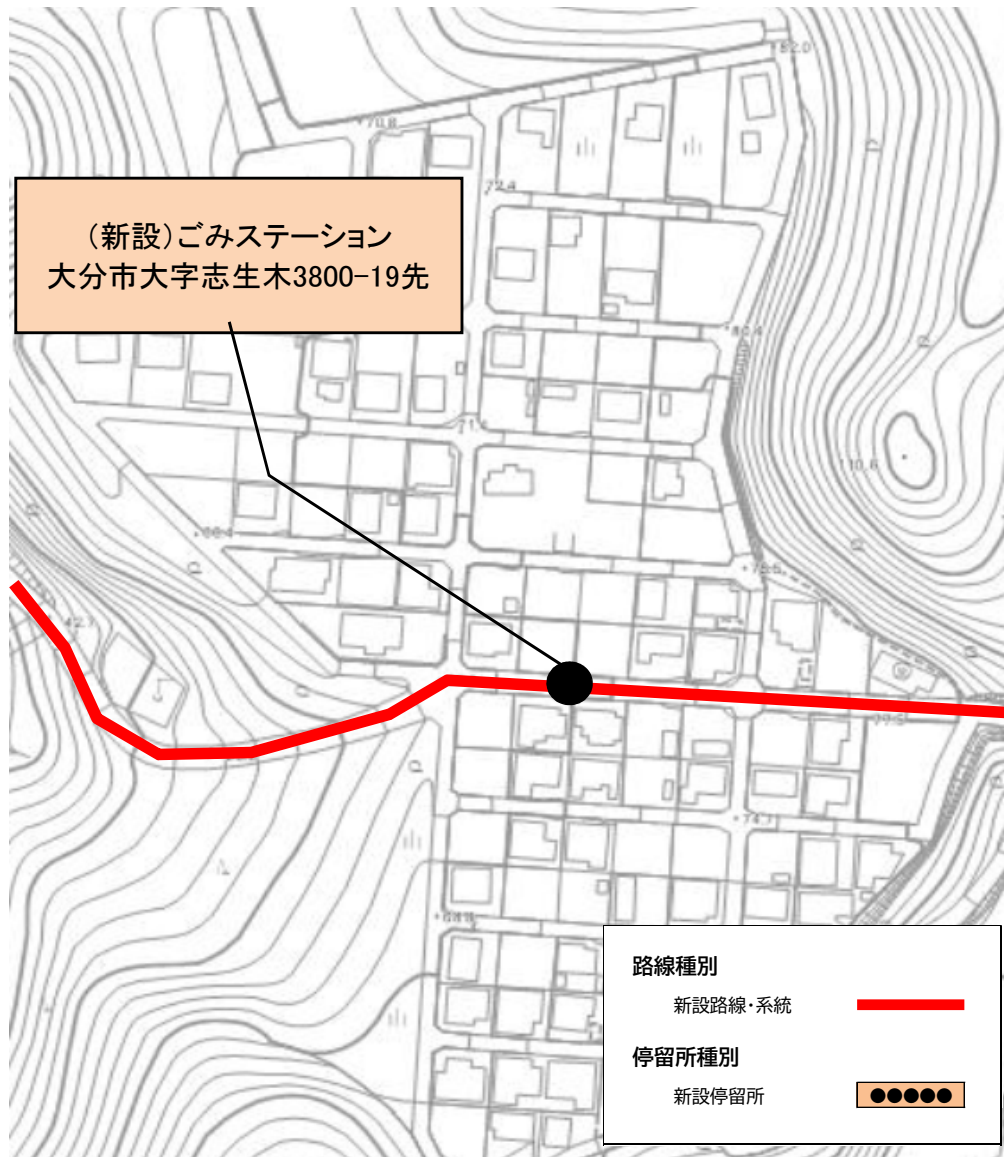
運行系統名：緑ヶ丘・辛幸２区ルート

N o	名 称	位 置	キロ程 (km)	
1-1	辛幸２区公民館	往：大分市大字志生木3706-60 先	↓往	計2.5km
		復：同 上		
1-2	ごみステーション	往：大分市大字志生木3800-19 先	0.8	同 左
		復：同 上		
1-3	緑ヶ丘公民館	往：大分市大字志生木3800-25 先	0.1	同 左
		復：同 上		
1-4	古宮バス停	往：大分市大字佐賀関750-48 先	1.6	同 左
		復：大分市大字佐賀関750-6 先	計2.5km	↑復

「辛幸2区公民館」乗降地点周辺見取り図



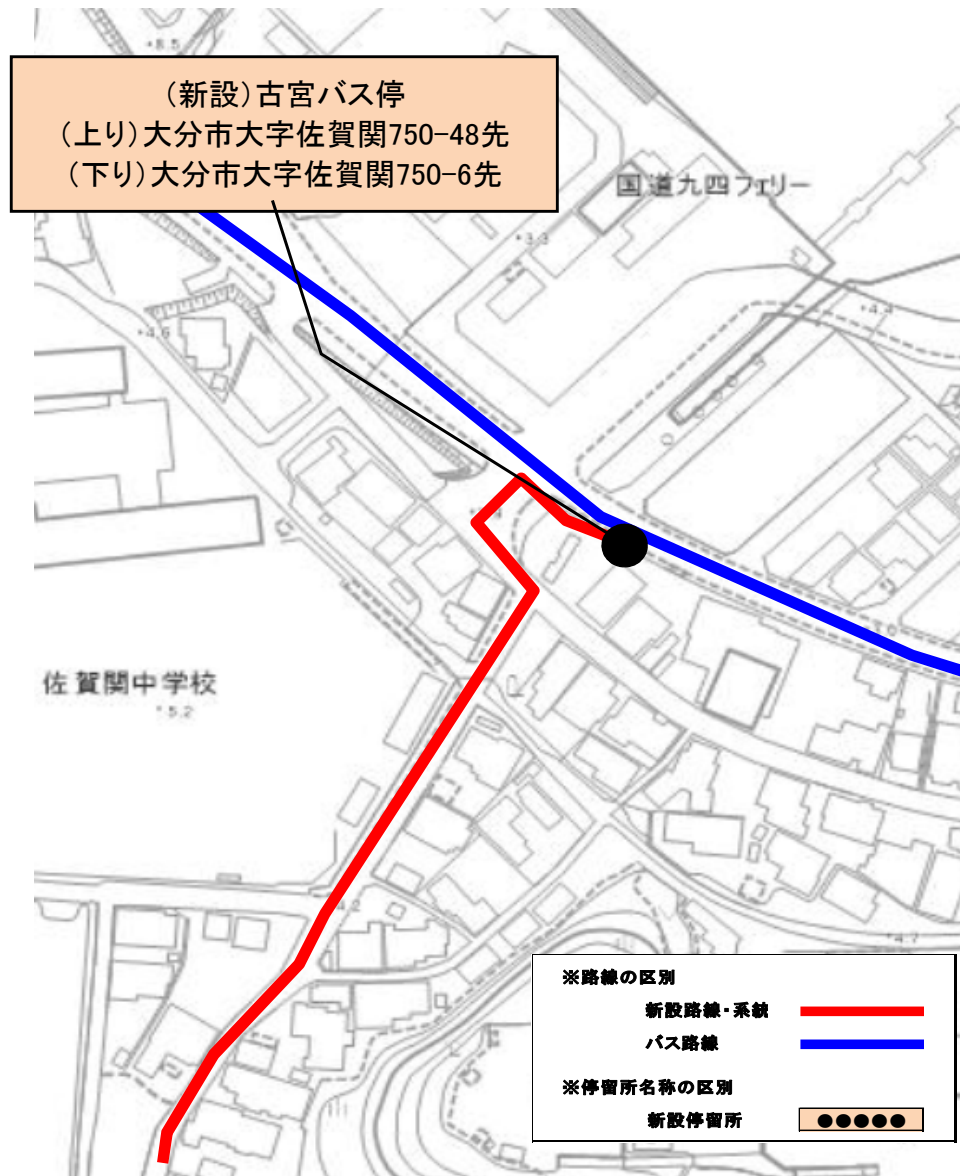
「ごみステーション」乗降地点周辺見取り図



「緑ヶ丘公民館」乗降地点周辺見取り図



「古宮バス停」乗降地点周辺見取り図



ルート・運行時刻・停留所変更（便数変更なし）

事業計画変更案概要 【変更路線】

事業名	ふれあい交通運行事業
ルート名	^{たかさう} 高沢ルート
変更事項	路線変更、運行系統の変更、乗降地点の変更、運行時刻変更
運行開始日 (予定)	令和7年10月1日(水)
運行形態	一般乗合旅客自動車運送事業(路線不定期運行)
運行回数	デマンド運行 最大便 10 / 週 最大便 4 / 日 (水・木・金曜日運行)
見込み登録者数 (現登録者)	21名 (9名)
運賃	1回200円(長寿応援バス登録者は180円 小学生以下及び身体障がい者手帳、精神障がい者保健福祉手帳、療育手帳の保持者は1回の乗車につき1人100円)
運行方法	予約制 ※行き便、帰り便ともに1名以上の予約があったときに運行
運行ルート	地域の拠点から地区の生活の拠点となる路線バス停留所まで
運行車両	乗車定員9人以下のタクシー車両を利用し、予約人数に応じて、特大・普通の運行車両を決定
運行委託先	大分市タクシー協会
備考	

高沢ルート



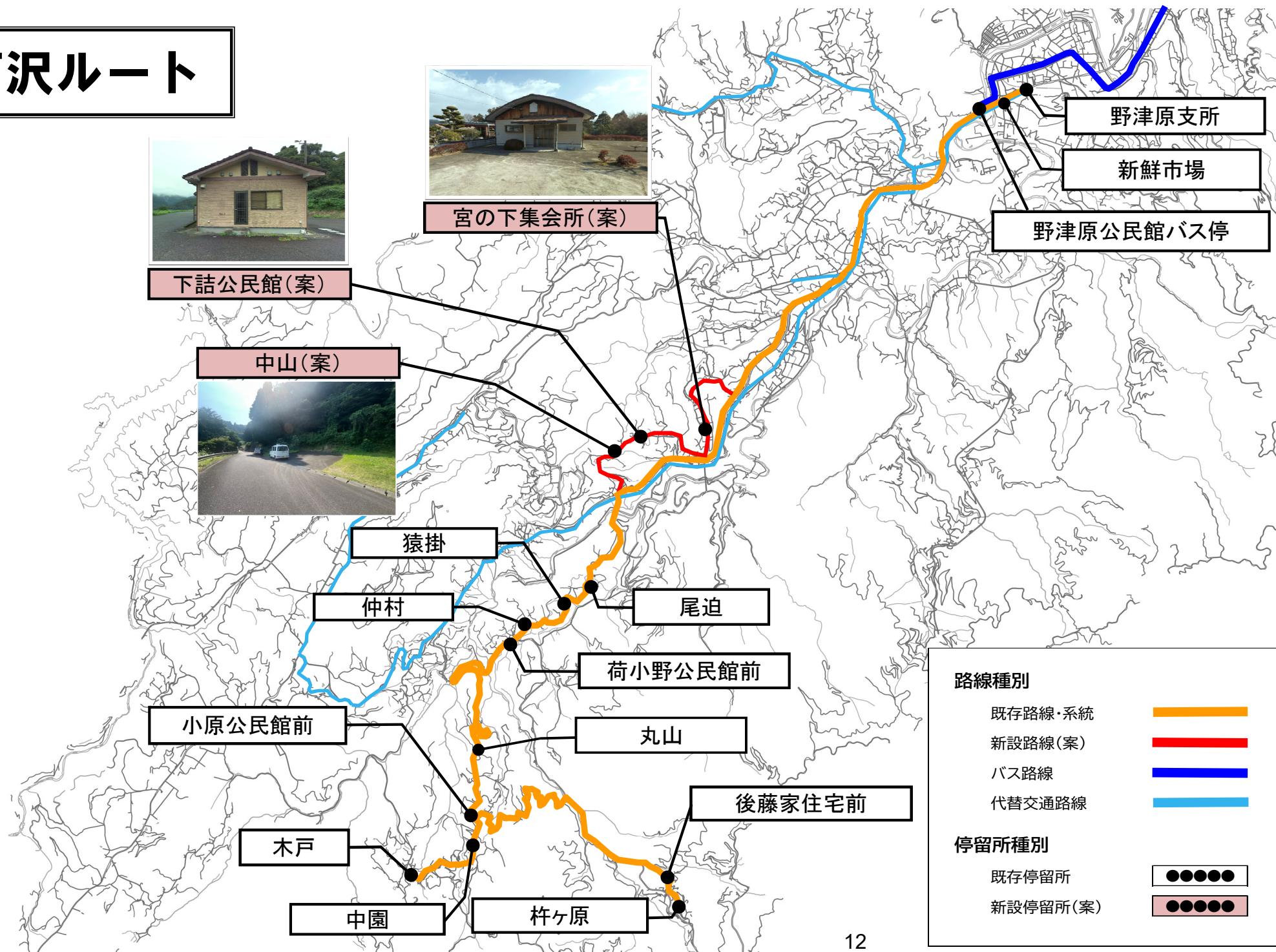
下詰公民館(案)



宮の下集会所(案)



中山(案)



路線種別

既存路線・系統



新設路線(案)



バス路線



代替交通路線



停留所種別

既存停留所



新設停留所(案)



「ふれあい交通」運行時刻表

令和7年10月予定

高沢ルート

水曜日・金曜日運行便

【行き】

ふれあい交通		
便名	①	②
杵ヶ原	8:12	9:57
後藤家住宅前	8:13	9:58
木戸	8:25	10:10
中園	8:28	10:13
小原公民館前	8:30	10:15
丸山	8:31	10:16
荷小野公民館前	8:37	10:22
仲村	8:38	10:23
猿掛	8:40	10:25
尾迫	8:42	10:27
中山	8:48	10:33
下詰公民館	8:50	10:35
宮の下集会所	8:54	10:39
野津原公民館バス停	9:07	10:52
新鮮市場	9:08	10:53
野津原支所	9:09	10:54

路線バス		
野津原公民館バス停	9:17	11:12
野津原バス停	9:20	11:15
トキハわさだタウンバス停	9:42	11:36
大分駅前	10:07	12:01
中央通り⑥	10:09	12:03

【帰り】

路線バス		
中央通り②	11:33	12:53
大分駅前 5	11:36	12:56
トキハわさだタウンバス停	11:55	13:14
野津原バス停	12:13	13:32
野津原公民館バス停	12:16	13:35

ふれあい交通		
便名	①	②
野津原支所	12:24	13:43
新鮮市場	12:25	13:44
野津原公民館バス停	12:26	13:45
宮の下集会所	12:39	13:58
下詰公民館	12:43	14:02
中山	12:45	14:04
尾迫	12:51	14:10
猿掛	12:53	14:12
仲村	12:55	14:14
荷小野公民館前	12:56	14:15
丸山	13:02	14:21
小原公民館前	13:03	14:22
中園	13:05	14:24
木戸	13:08	14:27
後藤家住宅前	13:20	14:39
杵ヶ原	13:21	14:40

木曜日運行便

【行き】

ふれあい交通	
便名	①
杵ヶ原	8:12
後藤家住宅前	8:13
木戸	8:25
中園	8:28
小原公民館前	8:30
丸山	8:31
荷小野公民館前	8:37
仲村	8:38
猿掛	8:40
尾迫	8:42
中山	8:48
下詰公民館	8:50
宮の下集会所	8:54
野津原公民館バス停	9:07
新鮮市場	9:08
野津原支所	9:09

路線バス	
野津原公民館バス停	9:17
野津原バス停	9:20
トキハわさだタウンバス停	9:42
大分駅前	10:07
中央通り⑥	10:09

【帰り】

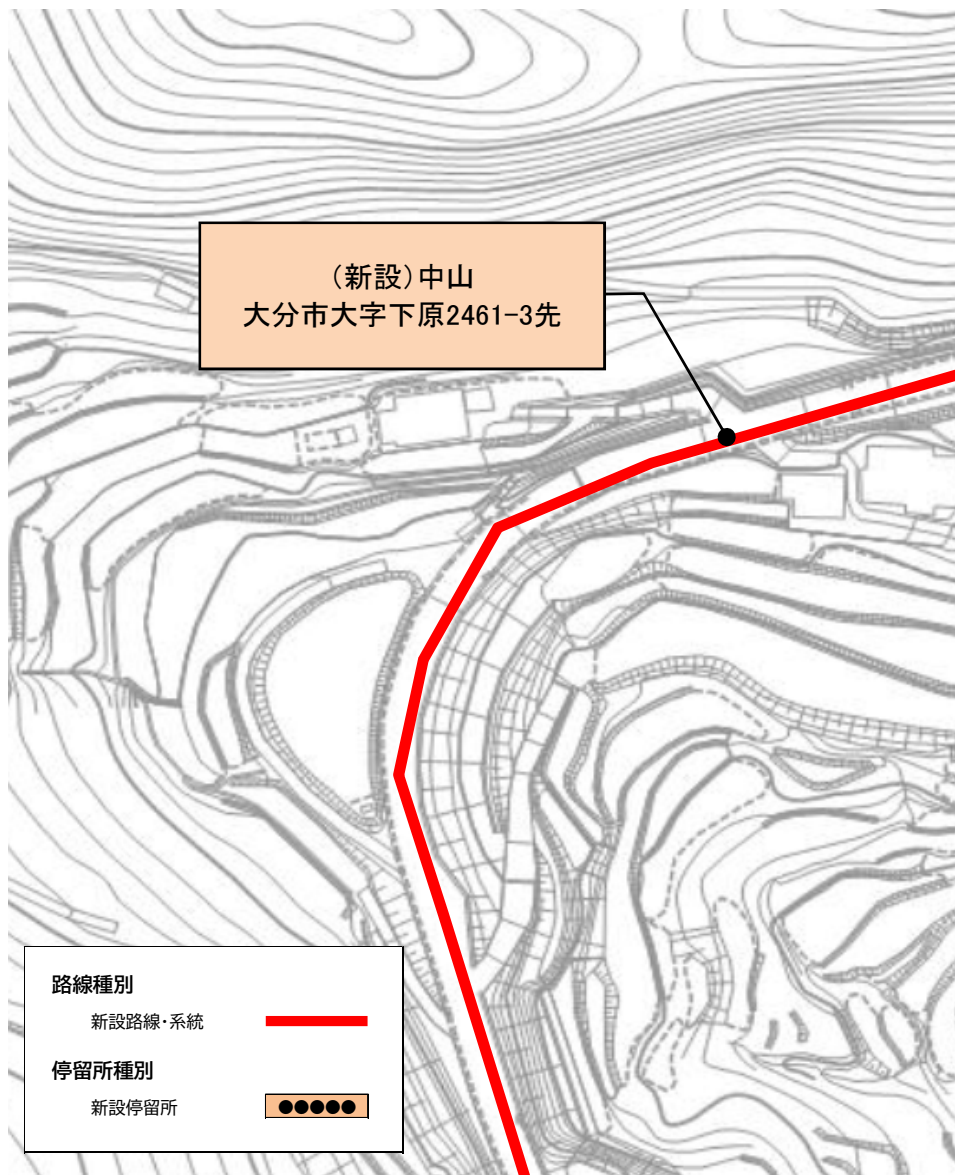
路線バス	
中央通り②	12:53
大分駅前 5	12:56
トキハわさだタウンバス停	13:14
野津原バス停	13:32
野津原公民館バス停	13:35

ふれあい交通	
便名	①
野津原支所	13:43
新鮮市場	13:44
野津原公民館バス停	13:45
宮の下集会所	13:58
下詰公民館	14:02
中山	14:04
尾迫	14:10
猿掛	14:12
仲村	14:14
荷小野公民館前	14:15
丸山	14:21
小原公民館前	14:22
中園	14:24
木戸	14:27
後藤家住宅前	14:39
杵ヶ原	14:40

運行系統名：高沢ルート

	名 称	位 置	キロ程 (km)	
1-1	杵ヶ原	往：大分市大字荷尾杵 1538-2 先	↓ 往	計21.5km
		復：同 上	0.3	同左
1-2	後藤家住宅前	往：大分市大字荷尾杵 1161 先	4.8	同左
		復：同 上		
1-3	木戸	往：大分市大字高原 203-1	1.1	同左
		復：同 上		
1-4	中園	往：大分市大字高原 988	0.6	同左
		復：同 上		
1-5	小原公民館前	往：大分市大字高原 1083-1 先	0.5	同左
		復：同 上		
1-6	丸山	往：大分市大字高原 1243-1 先	2.7	同左
		復：同 上		
1-7	荷小野公民館前	往：大分市大字荷尾杵 166-2	0.2	同左
		復：同 上		
1-8	仲村	往：大分市大字荷尾杵 293	0.6	同左
		復：同 上		
1-9	猿掛	往：大分市大字荷尾杵 481 先	0.4	同左
		復：同 上		
1-10	尾迫	往：大分市大字荷尾杵 534 先	1.8	同左
		復：同 上		
1-11	中山	往：大分市大字下原 2461-3 先	0.5	同左
		復：同 上		
1-12	下詰公民館	往：大分市大字下原 2379-1	1.1	同左
		復：同 上		
1-13	宮の下集会所	往：大分市大字下原 1800-9	6.2	同左
		復：同 上		
1-14	野津原公民館バス停	往：大分市大字野津原 2885 先	0.5	同左
		復：同 上		
1-15	新鮮市場	往：大分市大字野津原 892-1 先	0.2	同左
		復：同 上		
1-16	野津原支所	往：大分市大字野津原 800 先	計21.5km	↑ 復
		復：同 上		

「中山」乗降地点周辺見取り図



「下詰公民館」乗降地点周辺見取り図



「宮の下集会所」乗降地点周辺見取り図



令和7年7月 日

(名称) 大分市地域公共交通協議会

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

本市の郊外部には公共交通の利用が不便な地域が点在しており、地域の人口が減少する中で移動が困難な住民の日常生活における移動手段の確保が課題となっている。

本市では、平成16年6月より、公共交通の利用が不便な地域において住民の日常生活の移動手段を確保し、買い物や通院その他外出の機会を促進するとともに市街地の活性化に資することを目的として「ふれあいタクシー運行事業」を開始した。

平成22年10月から平成24年3月にかけては、ふれあいタクシーの通学利用における課題の検証を目的として「新コミュニティ交通運行実証実験事業」を実施し、検証結果に基づき、平成24年4月より「ふれあい交通運行事業」に改めた。平成29年4月には、運賃や利用要件等の制度拡充を行った。

市内の路線バスでは、利用者の減少等により採算性を確保することが困難となっており、特に、過疎地域や交通不便地域の路線維持が課題であったことから、平成30年10月より、地域内フィーダー補助金を活用した生活交通確保維持事業により、佐賀関地域の臼関線の補助を行っている。

令和2年10月には、地域内フィーダー補助系統に八幡地域の机張原線・杵原線・大分市内線を新たに加え、路線バスの維持に努めた。

また、同時期に本市では、路線バスの一部路線が廃止となった過疎地域等で、地域住民の通学や通勤、買い物など日常生活における移動手段を確保するため、路線バス代替交通運行事業を開始した。

令和6年10月には、乗務員不足等の影響により、地域内フィーダー系統の机張原線・杵原線・大分市内線が休止となり、本市が路線バス代替交通の運行を開始した。

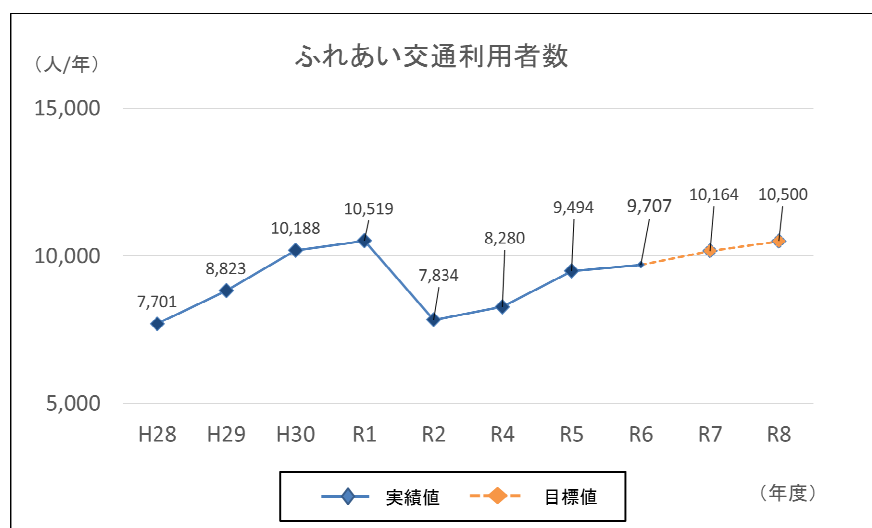
本計画では、「ふれあい交通運行事業」、「生活交通確保維持事業」、「路線バス代替交通運行事業」の実施を通じて、本市における地域公共交通網の確保及び維持を図り、住民の利便性の向上や、日常生活に必要な移動手段を確保することを目的とする。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

1) ふれあい交通

①年間延べ利用者数約10,500人（弓立ルートにおいて、スクールバスとして利用している通学者等の延べ利用者数は除く）とする。

※大分市地域公共交通計画では、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける前（令和元年度）の実績値10,519人に基づき、令和8年度の目標を設定している。



②運行可能日数に対する実績運行日数の率（稼働率）を61.7%以上とする。

※参考資料①参照

※稼働率が低いルートについては、利用の増加を目指した取組を実施する。取組をしたものの利用がないルートについては、運行を廃止し、事業の効率化を図るものとする。

③地域検討会（定期利用者と運行計画を検討する会）を1ルートにつき年1回以上開催する。地域から個別に要望があれば運行検討会、運行説明会を開催し、事業の周知拡大に取り組む。

④地域検討会の参加者に対して運行についての満足度調査を実施し、全回答者の70%以上が「満足」と回答することを目標とする。

⑤稼働率が低いルートにおいては、四半期に一度、事業内容や利用状況をお知らせし、潜在的な利用者の発掘に努めるとともに、職員の同伴でふれあい交通を利用する体験会を実施して、利用方法に不安を抱える登録者に対する支援に取り組む。

2) 路線バス

年間利用者数の目標値を定める。

運行系統名	令和6年度	令和8年度
(21) 臼関線（佐賀関～臼杵駅）	1,102 人	1,305 人
(22) 臼関線（佐賀関～下浦）	4,776 人	5,712 人

※臼杵市の区間は補助対象外。佐賀関～臼杵駅間については大分市内分のみを算出。

※大分市地域公共交通計画の目標値である令和2年度実績値を目標とする。

3) 路線バス代替交通

①年間利用者数の目標値を定める。

運行系統名	令和6年度	令和8年度
(23) 杵原線 （野稲田～生石一丁目） （野稲田～ミスターマックス～生石一丁目） （野稲田～ミスターマックス～西大分駅前） （野稲田入口～生石一丁目） （野稲田入口～ミスターマックス～生石一丁目） （野稲田入口～ミスターマックス～西大分駅前）	2,037 人	6,592 人
(24) 机張原線 （机張原公民館前～生石一丁目） （机張原公民館前～ミスターマックス～生石一丁目） （机張原公民館前～ミスターマックス～西大分駅前）	2,239 人	5,862 人
(25) 中大山線 （中大山～生石一丁目）	870 人	2,470 人
(26) 東八幡線 （東八幡～ミスターマックス～生石一丁目）	566 人	2,470 人

※1便あたり2名以上の乗車を目標として算出。令和5年度の暦を基に算出した数値を目標値として取り扱う。

※令和6年度実績は令和6年10月1日～令和7年3月31日分

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

1) ふれあい交通

- ・定期的に地域住民と検討会を行い、地域の実情やニーズに沿った運行計画の策定を行う。（大分市）

・地域住民へふれあい交通の制度や運行計画の周知活動。(大分市) ・停留所への標柱、ベンチの設置を進め、利用環境の向上を図る。(大分市)
2) 路線バス ・行政と運行事業者でワーキング会議を開催し、利用者の維持・確保に向けた取組を検討する。(大分市、バス事業者) ・沿線住民へ利用実績の周知を図る。(大分市、バス事業者)
3) 路線バス代替交通 ・沿線地域の住民が参加する「地域検討会」や利用者アンケート調査を行い、利用ニーズを踏まえ、利用実績に基づく運行の見直しを行う。(大分市) ・沿線住民へ利用実績の周知を図る。(大分市) ・運行ルート沿線上の八幡小学校、ミスターマックス西大分店と連携し、利用しやすいダイヤ反映を目指す。(大分市)
4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者
別添表1のとおり
5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額
1) ふれあい交通 大分市タクシー協会への委託により運行する当該事業は、業務委託料 22,386 千円のうち、国庫補助額 624 千円を差し引いた差額分を大分市が負担する。(令和6年度実績)
2) 路線バス 運行事業者への補助額は、運行にかかる経常費用 11,042 千円から経常収益 2,054 千円及び国庫補助金 1,148 千円を差し引いた額とし、大分市が負担する。(令和6年度実績)
3) 路線バス代替交通 一般乗合旅客自動車運送事業者への委託により運行する当該事業は、業務委託料のうち、国庫補助額を差し引いた差額分を大分市が負担する。
6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法
1) ふれあい交通 ・月ごとに利用者数と稼働率の調査を実施する。 ・地域検討会に参加した利用者に向けたアンケートを実施し、実態の把握に努める。 ・毎年、評価を実施する。(大分市地域公共交通計画 P119 参照)
2) 路線バス ・利用者数調査を行い、実態の把握に努める。 ・毎年、評価を実施する。(大分市地域公共交通計画 P119 参照)
3) 路線バス代替交通 ・月ごとに利用者数の調査を実施する。 ・利用者アンケートを実施し、実態の把握に努める。 ・毎年、評価を実施する。(大分市地域公共交通計画 P119 参照)

7. 別表 1 の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日 1 日当たりの運行回数が 3 回以上で足りると認めた系統の概要 【地域間幹線系統のみ】
該当なし
8. 別表 1 の補助対象事業の基準ニに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧 【地域間幹線系統のみ】
該当なし
9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 【地域間幹線系統のみ】
該当なし
10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】
別添表 5 のとおり
11. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
該当なし
(2) 事業の効果
該当なし
13. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし

15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
該当なし
(2) 事業の効果
該当なし
17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
18. 協議会の開催状況と主な議論
・ 令和7年6月4日（令和7年度第1回協議会）地域公共交通計画の変更及びR8フィーダー計画の協議、承認 ・ 令和7年7月22日（令和7年度第2回協議会）地域公共交通計画の変更及びR8フィーダー計画の協議、承認
19. 利用者等の意見の反映状況
・ 「ふれあい交通」地域検討会の開催 定期的に利用している住民を選定のうえ、計31箇所、延べ260名を対象に開催し、意見を運行計画に反映させた。 ・ 「ふれあい交通」運行検討会及び運行説明会の開催 ルート新設にあたり、利用希望者を対象に、時刻表や停留所位置についての協議を行う運行検討会や利用方法の説明を行う運行説明会を開催した。 ・ 「路線バス代替交通」意見交換会及び地元説明会の開催 八幡地区において、意見交換会を計6回、延べ161名、運行説明会を計5回、延べ121名を対象に開催し、意見を運行計画に反映させた。

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 〒870-8504 大分県大分市荷揚町2番31号

(所 属) 大分市 都市計画部 都市交通対策課

(氏 名) 幸 浩史朗

(電 話) 097-578-7795

(e-mail) tosikotu@city.oita.oita.jp

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

令和8年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画運 行日数	計画運 行回数	利 便 増 進 特 例 措 置	運 送 継 続 特 例 措 置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで 該当する 要件(別 表7・9)	補助対象地域間幹線系統 等と接続の確保	基準ホで該当 する要件 (別表7のみ)
大分市	大分タクシー(株)	(1) 赤仁田ルート	赤仁田	庵ノ平	判田局前バス停	往 10.3km 復 10.3km	43日	80.0回			路線不定期	②(2)	大分バスの伯大線と判田局前バス停にて接続	③
	オーケーはとタクシー(株)	(2) 赤仁田ルート	赤仁田	庵ノ平	判田局前バス停	往 10.3km 復 10.3km	43日	70.0回			路線不定期	②(2)	大分バスの伯大線と判田局前バス停にて接続	③
	オーケーはとタクシー(株)	(3) 檜原ルート	檜原中	小岳	判田局前バス停	往 11.7km 復 11.7km	50日	70.0回			路線不定期	②(2)	大分バスの伯大線と判田局前バス停にて接続	③
	大分タクシー(株)	(4) 檜原ルート	檜原中	小岳	判田局前バス停	往 11.7km 復 11.7km	50日	60.0回			路線不定期	②(2)	大分バスの伯大線と判田局前バス停にて接続	③
	大分はとタクシー(株)	(5) 弓立ルート (通常便:戸次)	第二黒岩橋奥	平原橋	戸次バス停	往 17.9km 復 17.9km	25日	60.0回			路線不定期	②(2)	大分バスの伯大線と戸次バス停にて接続	③
	大分シティタクシー(株)	(6) 弓立ルート (通常便:戸次)	第二黒岩橋奥	平原橋	戸次バス停	往 17.9km 復 17.9km	25日	60.0回			路線不定期	②(2)	大分バスの伯大線と戸次バス停にて接続	③
	大分はとタクシー(株)	(7) 弓立ルート (通学便:戸次)	第二黒岩橋奥	平原橋	戸次バス停	往 17.9km 復 17.9km	120日	240.0回			路線不定期	②(2)	大分バスの伯大線と戸次バス停にて接続	③
	大分シティタクシー(株)	(8) 弓立ルート (通学便:戸次)	第二黒岩橋奥	平原橋	戸次バス停	往 17.9km 復 17.9km	120日	240.0回			路線不定期	②(2)	大分バスの伯大線と戸次バス停にて接続	③
	大分はとタクシー(株)	(9) 弓立ルート (通常便:判田)	第二黒岩橋奥	平原橋	判田局前バス停	往 19.6km 復 19.6km	12日	30.0回			路線不定期	②(2)	大分バスの伯大線と判田局前バス停にて接続	③
	大分シティタクシー(株)	(10) 弓立ルート (通常便:判田)	第二黒岩橋奥	平原橋	判田局前バス停	往 19.6km 復 19.6km	12日	30.0回			路線不定期	②(2)	大分バスの伯大線と判田局前バス停にて接続	③

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

令和8年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画運 行日数	計画運 行回数	利 便 増 進 特 例 措 置	運 送 継 続 特 例 措 置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで 該当する 要件(別 表7・9)	補助対象地域間幹線系統 等と接続の確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
大分市	大分タクシー(株)	(11) 中野ルート	中野停留所	中町停留所	戸次バス停	往 9.8km 復 9.8km	45日	90.0回			路線不定期	②(2)	大分バスの伯大線と戸次バス停にて接続	③
	オーケーはとタクシー(株)	(12) 中野ルート	中野停留所	中町停留所	戸次バス停	往 9.8km 復 9.8km	45日	90.0回			路線不定期	②(2)	大分バスの伯大線と戸次バス停にて接続	③
	(有)野津原タクシー	(13) 上石合ルート	屋形木	新鮮市場	野津原支所	往 20.7km 復 20.7km	32日	40.0回			路線不定期	②(1)	大分バスの野津原線と野津原公民館バス停にて接続	③
	(有)野津原タクシー	(14) 入蔵ルート	グループホーム館奥	新鮮市場	野津原バス停	往 4.9km 復 4.9km	69日	80.0回			路線不定期	②(2)	大分バスの野津原線と野津原バス停にて接続	③
	クリスタルシティタクシー(株)	(15) 市尾ルート	奥村	坂ノ市郵便局	坂ノ市駅バス停	往 10.6km 復 10.6km	169日	169.0回			路線不定期	②(2)	大分バスの佐賀間線と坂ノ市駅バス停にて接続	③
	大分シティタクシー(株)	(16) 延命寺ルート	栗熊	延命寺入口	坂ノ市駅バス停	往 11.7km 復 11.7km	149日	400.0回			路線不定期	②(2)	大分バスの佐賀間線と坂ノ市駅バス停にて接続	③
	クリスタルシティタクシー(株)	(17) 一木ルート	田尾	政所南公民館	浜入口バス停	往 8.8km 復 8.8km	137日	150.0回			路線不定期	②(2)	大分バスの佐賀間線と浜入口バス停にて接続	③
	クリスタルシティタクシー(株)	(18) 屋山ルート	屋山団地	TOTO北	坂ノ市駅バス停	往 6.6km 復 6.6km	168日	370.0回			路線不定期	②(2)	大分バスの佐賀間線と坂ノ市駅バス停にて接続	③
	クリスタルシティタクシー(株)	(19) 折立ルート	折立上	殿下橋	坂ノ市駅バス停	往 4.5km 復 4.5km	57日	80.0回			路線不定期	②(2)	大分バスの佐賀間線と坂ノ市駅バス停にて接続	③
	クリスタルシティタクシー(株)	(20) 道尻ルート	タブの木	下道尻橋	坂ノ市駅バス停	往 5.5km 復 5.5km	84日	100.0回			路線不定期	②(2)	大分バスの佐賀間線と坂ノ市駅バス停にて接続	③

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

令和8年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画運 行日数	計画運 行回数	利 便 増 進 特 例 措 置	運 送 継 続 特 例 措 置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで 該当する 要件(別 表7・9)	補助対象地域間幹線系統 等と接続の確保	基準ホで該当 する要件 (別表7のみ)
大分市	大分第一交通株式会 社	(21) 上白木ルート	13組	御幸	生石一丁目バス停	往 8.2km 復 8.2km	136日	150.0回			路線不定期	②(2)	大分バスの別大線と西大分バス停にて 接続	③
	ワーカーズコープ タクシー(有)	(22) 木佐上ルート(馬場)	赤井	西山下	馬場バス停	往 6.4km 復 6.4km	29日	30.0回			路線不定期	②(1)	大分バスの佐賀間線と馬場バス停にて 接続	③
	ワーカーズコープ タクシー(有)	(23) 木佐上ルート(幸崎駅)	赤井	西山下	幸崎駅バス停	往 7.3km 復 7.3km	87日	90.0回			路線不定期	②(1)	大分バスの佐賀間線と幸崎駅バス停に て接続	③
	クリスタル シティタクシー(株)	(24) 河内ルート	明谷橋	河内公民 館	河内入口バス停	往 1.3km 復 1.3km	12日	12.0回			路線不定期	②(2)	大分バスの佐賀間線と河内入口バス停 にて接続	③
	ワーカーズコープ タクシー(有)	(25) 河内ルート	明谷橋	河内公民 館	河内入口バス停	往 1.3km 復 1.3km	12日	12.0回			路線不定期	②(2)	大分バスの佐賀間線と河内入口バス停 にて接続	③
	ワーカーズコープ タクシー(有)	(26) 大志生木ルート	元宮	原住宅	大志生木バス停	往 4.7km 復 4.7km	82日	190.0回			路線不定期	②(1)	大分バスの佐賀間線と大志生木バス停 にて接続	③
	クリスタル シティタクシー(株)	(27) 大黒ルート	大黒	セキストア 上浦店	佐賀間バス停	往 5.km 復 5.km	67日	140.0回			路線不定期	②(1)	大分バスの佐賀間線と佐賀間バス停に て接続	③
	臼津交通(株)	(28) 臼関線	佐賀間	白木 辻口	臼杵駅	往 25.3km 復 .km	292日	584.0回			路線定期	②(1)	大分バスの佐賀間線と佐賀間バス停に て接続	③
	臼津交通(株)	(29) 臼関線	佐賀間	白木	下浦	往 9.1km 復 9.1km	292日	1,936.0回			路線定期	②(1)	大分バスの佐賀間線と佐賀間バス停に て接続	③
	オーケーはとタクシー(株) 大分シティタクシー(株) (株)双葉タクシー 別府大分合同タクシー(株)	(30) 柞原線	野稲田入口	ミスター マックス	生石一丁目	往 6.4km 復 6.4km	365日	1,633.5回			路線定期	②(2)	大分交通の別大線と西大分バス停にて 接続	③

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

令和8年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画運 行日数	計画運 行回数	利 便 増 進 特 例 措 置	運 送 継 続 特 例 措 置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで 該当する 要件(別 表7・9)	補助対象地域間幹線系統 等と接続の確保	基準ホで該当 する要件 (別表7のみ)
大分市	オーケーはとタクシー(株) 大分シティタクシー(株) (株)双葉タクシー 別府大分合同タクシー(株)	(31) 机張原線	机張原公民館前	ミスター マックス	生石一丁目	往 7.8km 復 7.8km	365日	1,453.5回			路線定期	②(2)	大分交通の別大線と西大分バス停にて 接続	③
	オーケーはとタクシー(株) 大分シティタクシー(株) (株)双葉タクシー 別府大分合同タクシー(株)	(32) 中大山線	中大山	下八幡	生石一丁目	往 3.7km 復 .km	239日	358.5回			路線定期	②(2)	大分交通の別大線と西大分バス停にて 接続	③
	オーケーはとタクシー(株) 大分シティタクシー(株) (株)双葉タクシー 別府大分合同タクシー(株)	(33) 東八幡線	生石一丁目	ミスター マックス	東八幡	往 4.6km 復 .km	239日	239.0回			路線定期	②(2)	大分交通の別大線と西大分バス停にて 接続	③
	事業者未定	(34) 緑ヶ丘・辛幸2区ルート	辛幸2区公民館	緑ヶ丘公 民館	古宮バス停	往 2.5km 復 2.5km	40日	40.0回			路線不定期	②(2)	大分バスの佐賀間線と古宮バス停にて 接続	①
						.km .km								
						.km .km								
						.km .km								
						.km .km								
						.km .km								
						.km .km								

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	大分市
-------	-----

(単位:人)

	人 口
人口集中地区以外	124,387
交通不便地域等	20,905

交通不便地域等の内訳

人 口	対象地区	根拠法
7,552	佐賀関町	過疎法
4,046	野津原町	過疎法
349	判田	局長指定
58	弓立	局長指定
518	中野	局長指定
1,134	市尾	局長指定
2,319	延命寺	局長指定
800	屋山	局長指定
437	一木	局長指定
2,423	八幡	局長指定
96	東上野	局長指定
225	木田東部	局長指定
163	入蔵	局長指定
66	河内	局長指定
948	上白木	局長指定
146	緑ヶ丘・辛幸2区	局長指定

※「河内」、「入蔵」「緑ヶ丘・辛幸2区」については、「佐賀関町」、「野津原町」の人口と重複するため、上限額算定の対象人口には含まない。

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び特例適用開始年度

計画名	策定年月日	特例適用開始年度
大分市地域公共交通網形成計画	H29.4.25	平成30年度
大分市地域公共交通計画	R4.3	-

(1)記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（以下、「交付要綱」という。）の別表7（ハ②（1））に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7（ハ②（2）（実施要領の2.（1）⑪））に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計（重複する場合を除く）を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7（ハ②（1））に掲げる法律（根拠法）に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定（乗用）」と記載すること。
6. 「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画を策定し、特例を適用する場合に記載すること。

(2)添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。（ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可）

〈別表〉

■ 路線バス、路線バス代替交通、ふれあい交通の国庫補助対象系統に関して、事業及び実施主体の概要

令和7年7月22日 時点

路線バス、路線バス代替交通

系統名	運行経路		事業許可 区分	運行 態様	実施 主体	補助事業 の活用
伯大線	金池ターミナル～佐伯駅		4条乗合	路線定期 運行	交通事業者	幹線補助
臼大線	金池ターミナル～臼杵港					
佐賀関線	大分駅～佐賀関					
鉄輪線	大分駅～鉄輪					
別大線	大分駅～関の江					
臼関線	佐賀関～臼杵駅		4条乗合	路線定期 運行	交通事業者	フィーダ ー補助
臼関線	佐賀関～下浦					
その他系統 (路線バス)	市内その他系統 ・大分駅前～鶴崎 ・県庁正門前～明礪～わさだＴ ～三愛メディカル 等		4条乗合	路線定期 運行	交通事業者	なし
路線バス 代替交通 (たきお、 のつはるコ ミュニティ バス)	たきおコミュニティバス 大分こども病院前～津守中～片島 等 のつはるコミュニティバス 上原～竹の内～野津原支所 等		4条乗合	路線定期 運行	大分市 (運行は交通事 業者に委託)	なし
路線バス 代替交通 (やはたコ ミュニティ バス)	柞原線	野稲田～ミスターマッ クス～生石一丁目 等	4条乗合	路線定期 運行	大分市 (運行は交通事 業者に委託)	フィーダ ー補助
	机張原線	机張原公民館前～ミス ターマックス～生石一 丁目 等				
	中大山線	中大山～ミスターマッ クス～西大分駅前 等				
	東八幡線	東八幡～ミスターマッ クス～西大分駅前 等				
大分 キャンバス	大分駅上野の森口～大分市美術館		4条乗合	路線定期 運行	大分市 (運行は交通事 業者に委託)	なし

ふれあい交通

系統名(ルート)	運行経路	事業許可 区分	運行 態様	実施 主体	補助事業 の活用
赤仁田	赤仁田～庵ノ平～判田局前バス停	4条乗合	路線不定期運 行	大分市(運行は交 通事業者 に委託)	フィーダ ー補助
檜原	檜原中～小岳～判田局前バス停				
弓立 他2	第二黒岩橋奥～平原橋～戸次バス停				
中野	中野停留所～中町停留所～戸次バス停				
上石合	屋形木～新鮮市場～野津原支所				

入蔵	グループホーム館奥～新鮮市場～野津原バス停				
市尾	奥村～坂ノ市郵便局～坂ノ市駅バス停				
延命寺	栗熊～延命寺入口～坂ノ市駅バス停				
一木	田尾～政所南公民館～浜入口バス停				
屋山	屋山団地～TOTO 北～坂ノ市駅バス停				
折立	折立上～殿下橋～坂ノ市駅バス停				
道尻	タブの木～下道尻橋～坂ノ市駅バス停				
上白木	13 組～御幸～生石一丁目バス停				
木佐上 他 1	赤井～西山下～幸崎駅バス停				
河内	明谷橋～河内公民館～河内入口バス停				
大志生木	元宮～原住宅～大志生木バス停				
大黒	大黒～セキストア上浦店～佐賀関バス停				
緑ヶ丘・辛幸 2 区	辛幸 2 区公民館～緑ヶ丘公民館～古宮バス停				
端登	伊与床谷～伊与床公民館前～戸次バス停	4 条 乗 合	路線不定期運行	大分市（運行は交通事業者に委託）	なし
大内	日平～尾津留公民館～戸次バス停				
旦野原 他 1	美し野公民館南～叶～川久保バス停				
摺	丹生山～新鮮市場～野津原支所				
朝海	朝海～新鮮市場～野津原支所				
高沢	杵ヶ原～新鮮市場～野津原支所				
舟ヶ平	舟ヶ平～福成寺前バス停～新鮮市場				
畑	畑精米所前～願光寺～坂ノ市駅バス停				
家島	家島公民館前～鶴崎支所前バス停～西町バス停				
葛木	ニュータウン葛木～森中村バス停				
堂園 他 1	スポーツパークグラウンド前～堂園公民館前～鶴崎バス停				
広内	円通寺～広内～宮河内団地入口バス停				
庄の原	庄の原 1-1～ケアハウス庄の原苑前～田中北バス停				
望みが丘	34 街区中央～南新町～北公園前バス停				
曙台	城原東～リブホール大在～浜入口バス停				
福水	福水集会所～福水入口～佐賀関バス停				